

3. 漁業用施設	(1) 漁業従事者の作業上の利便を図り、生産性の向上に資するために必要な陸上施設をいう。 ア 漁業用陸上施設 製氷機、砕氷機、冷凍冷蔵庫、燃料貯蔵用機材、運搬用コンテナ、漁船捲揚台車	4分の3 以 内
4. 漁業用機具	(1) 漁具とは、主漁具、副漁具に区分され、主漁具は、直接漁労に使われて主要な役割を果たす機具で、副漁具は、主漁具と併用して漁労効果を有効確実にする機具及び主漁具の操作を迅速かつ容易にして操業効率を上げるために用いる器具をいう。 ア 主漁具 網漁具・釣り漁具（延縄釣具含む。） イ 副漁具 集魚灯、魚群探知機、潮流計、ソナー、水温計、レーダーGPSプロッター、GPSコンパス、電動リール	4分の3 以 内
5. 加工用機具及び施設	(1) 農林水産物などを原料として製造・加工し、商品化するために必要な機具及び施設をいう。 ア 加工用機具 魚介類の摺機、真空包装機、蒸し器、サンテナ、搾汁機、裏漉搾汁機、摺漉機、らいかい機、裏漉機、魚肉採取機、三枚卸機、燻煙機、梱包機、打栓機、煮沸機、缶瓶詰加工機、食品殺菌・冷却装置、定量充填機、マークプレス機、缶瓶洗浄機、農産物洗浄機、野菜調理機、破碎機、真空シール機、脱気機、アイスクリーム製造機、高温高圧調理機（レトルト食品製造機）、 イ 加工用施設 作業場、貯蔵倉庫、冷凍冷蔵庫、発電施設、廃棄物処理施設	4分の3 以 内